



# 鳥取県公報

平成16年 5月21日(金)  
号外第80号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

監査公告 個別外部監査の結果の公表(6) ..... 1

### 監 査 委 員 公 告

#### 鳥取県監査委員公告第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の43第1項の規定による個別外部監査契約に基づく監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査の結果に関する報告の提出があったので、同条第5項の規定により読み替えて適用する法第242条第4項の規定により、その結果を次のとおり公告する。

平成16年 5月21日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺  
鳥取県監査委員 井 上 耐 子  
鳥取県監査委員 石 村 祐 輔  
鳥取県監査委員 鍵 谷 純 三

#### 第1 監査の請求

##### 1 請求人

住 所	氏 名
米子市宗像455 - 22	加 藤 洋 子
米子市両三柳2381 - 1	東 陽 子
〃	東 圭 介
米子市両三柳3053 - 8	伊 藤 ひろえ
米子市道笑町一丁目21	大 谷 千 晶
米子市博労町四丁目75	大 谷 輝 子
米子市昭和町105 - 2	加 藤 美代子
米子市三本松三丁目10 - 10	嘉 賀 留 美
〃	嘉 賀 君 江
米子市錦海町二丁目 4 - 21	門 脇 邦 子
米子市東福原八丁目16 - 28	川 田 毅
米子市西福原六丁目 2 - 13	木 村 睦 子
米子市東福原二丁目 8 - 9	木 村 融 子

米子市昭和町89 - 3	朽 木 廣
〃	朽 木 道 子
米子市博労町二丁目142 - 3	古 島 眞佐子
米子市彦名町4198 - 6	齋 藤 敏 行
米子市両三柳3020 - 1	高 田 穰 一
米子市富士見町二丁目154	柘 原 成 友
米子市三本松一丁目 2 - 32	津 村 千 恵 子
米子市上後藤三丁目12 - 35	土 屋 和 子
〃	土 屋 晶 彦
〃	土 屋 徳 雄
米子市内町14 - 18	中 川 健 作
米子市上福原1304 - 19	中 角 早 苗
米子市皆生新田二丁目 9 - 32	中 村 富 士 子
米子市富士見町138	錦 織 陽 子
西伯郡岸本町丸山1806 - 69	縫 谷 千 佳 代
米子市花園町53	林 篤 広
〃	林 恵
〃	林 照 文
〃	林 雅 文
米子市吉岡190 - 4	深 田 卓 也
米子市三本松三丁目11 - 22	福 島 要
米子市目久美町61	藤 井 加 奈 江
米子市内町14 - 18	藤 井 生 子
米子市西福原七丁目 4 - 40	ト 蔵 久 子
米子市三本松一丁目 9 - 14	松 江 功
〃	松 江 和 子
〃	松 江 國 江
〃	松 江 隆 司
米子市昭和町23 - 3	宮 倉 義 文
〃	宮 倉 裕 恵
米子市三本松三丁目11 - 25	宮 原 政 子
米子市古豊千304	森 雅 幹
米子市両三柳1970 - 4	森 井 秀 雄
米子市上福原四丁目 7 - 27	淀 川 紀 美 子
〃	淀 川 博 史

## 2 請求のあった日

平成16年 2月23日

## 第2 請求の要旨

法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の対象は、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は違法若しくは不当に財務会計上の行為を怠る事実であるため、請求書及び添付されている事実証明書の内容、請求人

の陳述等から、監査対象となる事項の請求の要旨を次のように解した。

1 本件の経緯及び問題提起の内容

(1) 米子市は、鳥取県(以下「県」という。)が交付する市町村緊急雇用創出特別基金事業補助金(以下「補助金」という。)を財源とする平成14年度心の健康相談窓口開設モデル事業(以下「平成14年度事業」という。)を医療法人有真会(以下「有真会」という。)へ委託し、平成14年度事業とは関係のない営利目的に流用されていた経費も平成14年度事業で支出したとする有真会から提出された虚偽の事業決算報告書を認め、県へ虚偽の事業別実績報告書を提出し、補助金の精算払いを請求した。

(2) 県知事、県商工労働部長、県商工労働部労働雇用課長、補助金支出担当者等は、米子市が提出した虚偽の事業別実績報告書に基づき、平成15年5月30日に54,112,000円を補助金として米子市に支出した。

(3) その後、平成14年度事業の不正が表面化し、米子市は、米子市心の健康相談窓口運営業務調査委員会(以下「調査委員会」という。)を組織し、調査委員会は、米子市に対し、おおむね次の内容の報告書を提出した。

ア 平成14年度事業以外の業務等に不正に使用された金額は12,116,637円であり、同金額と、県が補助決定の一部を取り消し、米子市に補助金の返還命令を行うことに伴い生ずる鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第23条の規定に基づく加算金を、米子市は、損害賠償金として有真会から返還させるべきである。

イ 有真会の行為は、詐欺罪に当たると認定することはできなかったが、背任罪に相当する可能性がある。

(4) 米子市は、(3)の報告書に基づき12,116,637円を返還金として有真会に請求し、有真会からの返還を受けて、同金額を県へ返還した。県は、規則第14条の規定に基づく検査(以下「検査」という。)を行い、平成14年度事業の実績額を41,907,112円と確定し、既払い補助金額54,112,000円から既返還金額12,116,637円を差し引いた額41,995,363円との差額88,251円の返還を米子市に求め、米子市は、同金額を追加返還した。

(5) 県は、一連の手続きにおいて、規則第21条第1項の規定による交付決定の一部取消しの手続きを行わず、規則第22条第2項の規定に基づき補助金の返還を求めたのみで、米子市に対して、規則第23条第1項の規定に基づく10.95パーセントの加算金の請求を行わなかった。

(6) 平成14年度事業には次のような問題点があり、当該事業は、そもそも事業の体すらなしていなかった。

ア 専門相談員として実際に相談業務に当たっていたのは1名であったが、3人配置したとして事業別実績報告書を提出した。

また、有真会は、事業立上げ当初、職員がメンタルケア協会の認定を受けた資格を保有していないにもかかわらず、あたかも職員が当該資格を保有しているかに見せかけて、米子市に報告していた。

更に、業務委託契約書の委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)には、常時配置する相談員2名のうち1名は看護師の資格を併用する者でなければならないとあるにもかかわらず、有真会は、看護師の資格を併用する専門相談員を全く配置していなかった。

イ 仕様書では管理専門職員2名を配置する必要があるが、そのうち1名は、主に別会社の業務に従事しており、平成14年度事業に従事した実態はほとんどなかった。

それに加え、有真会がすべての職員に対して別会社での勤務又は他業務への従事(以下「他業務等従事」という。)を指示していたため、相談事業及び相談室の運営は、仕様書の要求する内容と全くかけ離れたものであった。

ウ 予約相談時間は、仕様書では毎日午前9時から午後6時30分までとなっているが、実際には午後5時までの上、土曜日及び日曜日にはほとんど行われていなかった。

また、米子市が県に提出した事業別実施計画書等にあるような24時間体制での相談窓口の開設は遂行されておらず、土曜日及び日曜日、夜間等市民が相談室に一番アクセスしやすい時間帯を欠いた実態は、事業目的がおおむね達成されているとは到底言いがたい。

エ 有真会は、平成14年度事業に全く関わったことのない雇用者2名分の人件費を偽って請求し、当該職

員の人件費を詐取した。

オ 有真会は、最初だけ平成14年度事業で雇用したと見せかけて、全く別の業務又は別会社の業務に専属的に従事させた雇用者5名分の人件費を詐取した。

カ 有真会は、雇用期間が終了した職員を雇用していると偽り、当該職員の人件費を詐取した。

(7) 次のように米子市の行った返還請求金額の算定には誤りがあり、補助金の不正流用が発覚した後米子市が県に返還した金額は補助金の目的外に流用された金額の一部にすぎず、違法に支出された補助金がまだ残っている。

ア 米子市は、使途の確認及び確定ができないものに関しても、すべて平成14年度事業で支出したとする有真会の主張をそのまま認めた。

イ 調査委員会の調査は、事業別実績報告書に記載されたとおりの支出があったという前提で行われており、実際に支出があったかどうかの確認を行っていない。

また、県が行った検査も、同じく実際に支出があったかどうかの確認を行っていない。

ウ 調査委員会が提出した報告書にある返還金額の算定基準には一貫性がないこと等、返還請求金額の算定の仕方には問題がある。

(8) 平成15年度心の健康相談窓口開設モデル事業(以下「平成15年度事業」という。)においても、有真会は、他業務従事・使用等補助金を流用している。

(9) 本件は、まともな事業をする意思も体制もないにもかかわらず、これがあるかのように装った詐欺行為とも言えるものであり、県は、補助金の全額を米子市から返還させるべきである。

また、県の検査結果は米子市の算出金額を鵜呑みにしたものであり、県は、全面的に補助金額の計算をやり直すべきである。

(10) 県は、平成14年度事業の補助金の一部を米子市から追加返還させたことですべてを終了させようとしているが、支出された補助金の全額返還を米子市に対して求めるべきであり、これを怠っている。

また、県は、米子市に対し、平成15年度事業の補助金を支払うべきではない。

更に、本件は規則第21条第1項の規定を適用して補助金の一部取消しをすべき事案であり、県は、米子市に対して、規則第23条第1項の規定に基づく10.95パーセントの加算金を請求すべきであるにもかかわらず、これを怠っている。

これらの実態は、法第242条第1項に規定する財産管理を怠る事実に該当する。

## 2 措置請求の内容

県知事に対し、次の措置をとることを勧告するよう請求する。

(1) 有真会が平成14年度事業とは関係のない営利目的に補助金を流用していたにもかかわらず、それらの経費もすべて平成14年度事業で支出したと認め、県に不当な支出をさせた米子市に対して、不当利得金として平成14年度事業で支出した補助金の全額及び損害賠償金として当該補助金に付加される10.95パーセントの加算金を返還させること。

(2) (1)の補助金の全額返還が認められない場合であっても、違法又は不当に支出された補助金はまだ残されているので、実態を具体的に把握して補助金の額を再計算し、返還すべき補助金の額を返還させること。(平成16年4月18日の請求人陳述)

(3) 米子市が行う平成15年度事業に対して、補助金の支払いを差し止めること。

## 3 個別外部監査契約に基づく監査請求

監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める。

## 第3 請求の受理

本件請求は法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、平成16年2月23日付けでこれを受理した。

## 第4 個別外部監査契約に基づく監査によることの決定

法第252条の43第1項の規定に基づき監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求められた本件請求に係る監査については、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認め、同条第2項の規定により、平成16年2月27日にこれを決定した。

#### 第5 個別外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告

本件請求について、法第252条の43第3項において準用する法第252条の39第5項の規定に基づき県知事が個別外部監査契約を締結した者(以下「外部監査人」という。)から、平成16年5月6日に、法第252条の43第4項に基づく監査の結果に関する報告の提出があった。

その内容は、別紙「個別外部監査の監査報告書」(以下「監査報告書」という。)のとおりである。

#### 第6 監査委員の判断

本件請求について、監査報告書に基づき次のとおり判断する。

##### 1 結論

(1) 平成14年度事業で支出した補助金全額の返還及び加算金の徴収請求については、理由がないので、棄却する。

(2) 平成14年度事業について、違法又は不当に支出された補助金がまだ残されているという請求については、更に返還すべき補助金の額が存在するものと認める。

したがって、県は、米子市に対して次のとおり当該補助金の額を再算出し、返還すべき補助金の額を追加返還するよう指示すべきことを勧告する。

その措置状況については、平成16年7月31日を期限として回答すること。

ア 平成14年度の他業務を含めた事務長の給与総額を確認し、平成14年度事業における適正な給与支払額を再算出すること。

イ 事務長以外の他の職員が行った準夜勤帯・夜勤帯の業務の内、平成14年度事業で実施したたけのこ相談室に係る業務及び平成14年度事業以外の在宅介護支援センターまごころに係る業務は、実態として待機業務であり、兼務としてその業務の割合を半々として、平成14年度事業における適正な給与支払額を再算出すること。

ウ 上記ア及びイにより、別会社での勤務又は他業務に従事した職員の人件費が変更になると考えられるので、それに伴い、事業別実績報告書中の人件費総額に対する人件費返還額の割合に基づき算出された物件費の返還額について、再算出すること。

(3) 平成15年度事業に係る補助金の支払差止め請求については、理由がないので、棄却する。

なお、平成15年度事業に係る補助金の額の確定に当たっては、上記(2)と同様に算出すること。

以下、これに対する判断について述べる。

##### 2 判断

(1) 平成14年度事業で支出した補助金全額の返還及び加算金の徴収請求について

監査報告書によれば、平成14年度事業は雇用・就業機会の創出及び心の健康相談窓口運営業務について一定の効果があつたと認定できるものであり、また、米子市には法令等に違反した事実がないこと及び補助事業者として「善良な管理者の注意」をもって平成14年度事業を遂行していることから、規則第21条第1項に基づく交付決定の取消し処分に該当する事案ではないと、外部監査人は判断している。

外部監査人が確認した事実及び検討内容を勘案すれば、上記結論は妥当であり、是認することができるから、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(2) 平成14年度事業については、違法又は不当に支出された補助金がまだ残されているという請求について

監査報告書によれば、平成14年度事業については、

ア 事務長の給与支払額について、調査委員会の報告において平成14年度事業への従事割合を60パーセン

トと認定しているにもかかわらず、事務長の給与総額が不明であるため、平成14年度事業での給与支払額が適正かどうか不明であること。

イ 事務長以外の他の職員の給与支払額について、他業務等従事が判然としている部分のみを控除して補助金の額が算出されている。

しかしながら、平成14年度事業で実施したたけのこ相談室に係る業務及び平成14年度事業以外の在宅介護支援センターまごころに係る業務について、準夜勤帯・夜勤帯における当該業務の実態は待機業務であるので、兼務として業務の割合を半々として算出する方法により適正な給与支払額を再算出するのが適当であること。

ウ 上記ア及びイにより、別会社での勤務又は他業務に従事した職員の人件費が変更になると考えられるので、それに伴い、調査委員会が認定している人件費総額に対する人件費返還請求額の割合に基づく物件費の返還額について見直すこと。

とされており、外部監査人は、更に県に返還すべき補助金の額が存在するものと判断し、県は米子市に対して補助金の額を再算出するよう指示すべきであるとしている。

外部監査人が確認した事実及び検討内容を勧案すれば、上記結論は妥当であり、是認することができるから、県は米子市に対して補助金の額を再算出するよう指示すべきであると判断する。

### (3) 平成15年度事業に係る補助金の支払差止め請求について

監査報告書によれば、外部監査人は、平成15年度事業は平成14年度事業と同様に一定の効果があつたと認定できるものであり、また、米子市には法令等に違反した事実がないこと等から、補助金の支払いを差し止める根拠は確認できないと判断している。

外部監査人が確認した事実及び検討内容を勧案すれば、上記結論は妥当であり、是認することができるから、請求人の主張には理由がないものと判断する。

なお、監査報告書によれば、平成15年度事業についても上記2の(2)と同様な問題点が想定されるため、補助金の額の算定に当たってはじゅうぶんに留意すべきであるとしており、これについても是認できるものと判断する。

## 第7 意見

監査委員として、本件措置請求について監査を進める過程で、今後、県が補助事業を執行するに当たり留意すべき事項が見い出されたので、県に対して次のとおり意見を述べる。

補助事業が間接補助事業者又は受託事業者により実施される場合には、県は、補助事業者に対して、補助事業がその目的及び要件に適合しているか否か等の実態を中間検査等により適宜把握し、的確な指導及び監督を行うことにより、補助事業が適正に執行されるよう指導されたい。

## 別紙

### 個別外部監査の監査報告書

個別外部監査人 廣 田 和 幸

#### 監査の概要

#### 1 監査の種類

地方自治法(以下「法」という。)第252条の43第2項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査

#### 2 監査の請求事項

監査委員が次の措置をとるよう、鳥取県知事に対し勧告することを請求している。

- (1) 医療法人有真会(以下「有真会」という。)が平成14年度心の健康相談窓口開設モデル事業(以下「平成14年度事業」という。)とは関係のない営利目的に補助金を流用していたにもかかわらず、それらの経費もすべて平成14年度事業で支出していたと認め、鳥取県(以下「県」という。)に不当な支出をさせた米子市に対して、損害賠償請求若しくは不当利得金として平成14年度に支出した補助金の全額(そし

てこれに10.95パーセントの加算金を付加した金額)を返還させること。

- (2) (1)の補助金の全額返還が認められない場合であっても、違法、不当に支出された補助金はまだ残されているので、実態を具体的に把握して再計算し返還させること。(平成16年4月18日の請求人陳述)
- (3) 平成15年度心の健康相談窓口開設モデル事業(以下「平成15年度事業」という。)に対する補助金の支払いを差し止めること。

### 3 外部監査の実施

#### (1) 監査対象事項

上記「2 監査の請求事項」を監査対象とした。

#### (2) 監査対象部局

監査は、本件事業を所掌する商工労働部労働雇用課に対して実施した。

#### (3) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、平成16年4月18日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。(法第252条の43第5項の規定による。)

これに対し、請求人から請求内容の補足説明及び追加証拠の提出があった。

その際、監査対象部局職員を立ち会わせた。(法第252条の43第7項の規定による。)

#### (4) 監査対象部局の陳述

平成16年4月18日に商工労働部労働雇用課の陳述を聴取した。

その際、請求人を立ち会わせた。(法第252条の43第7項の規定による。)

#### (5) 監査対象部局の現地監査

関係証拠書類の収集査閲の他、平成16年4月21日及び同月28日に、商工労働部労働雇用課からその内容について事情を聴取した。

#### (6) 関係人の調査

平成16年4月26日に本件補助事業者である米子市及び同市の受託事業者である有真会に対して事情を聴取した。(法第252条の43第6項で準用する法第252条の38第1項の規定による。)

#### (7) 監査を実施した期間

平成16年4月7日から平成16年5月6日まで

### 監査の結果

#### 1 結論

##### (1) 平成14年度事業で支出した補助金全額の返還及び加算金の徴収請求について

平成14年度事業は、雇用・就業機会の創出及び心の健康相談窓口運営業務について、一定の効果があつたと認定できるものであり、また、米子市には法令等に違反した事実がないこと及び補助事業者として「善良な管理者の注意」をもって平成14年度事業を遂行していることから、鳥取県補助金等交付規則(以下「規則」という。)第21条第1項による取消し処分に該当する事案ではないと判断される。

したがって、本指摘については理由がないものと認められる。

##### (2) 平成14年度事業については、違法、不当に支出された補助金がまだ残されているという請求について

平成14年度事業については、次の問題点が認められるため、更に返還すべき補助金の額が存在するものと判断される。

したがって、県は、米子市に対して補助金の額を再算出するよう、指示すべきである。

ア 事務長の給与支払額について、米子市心の健康相談窓口運営業務調査委員会(以下「調査委員会」という。)の報告において、平成14年度事業への従事割合を60パーセントと認定しているにもかかわらず、事務長の給与総額が不明のため、平成14年度事業での給与支払額が適正かどうか不明である。

イ 事務長以外の他の職員の給与支払額について、別会社勤務及び有真会の他業務従事(以下「他業務等従事」という。)が判然としている部分のみを控除して補助金の額が算出されている。

しかしながら、準夜勤帯・夜勤帯については、平成14年度事業で実施した「たけのこ相談室」業務及び平成14年度事業以外の「在宅介護支援センターまごころ」の業務ともに待機業務であるので、兼務として業務割合を半々として算出する方法により再算するのが適当であると考え。

ウ 上記ア及びイにより、他業務等従事の人件費が変更になると考えられるので、それに伴い、調査委員会が認定している人件費総額に対する人件費返還請求額の割合に基づく物件費の返還額について見直す必要があると考える。

(3) 平成15年度事業に係る補助金の支払差止め請求について

平成15年度事業は、平成14年度事業と同様に、一定の効果があつたと認定できるものであり、また、米子市には法令等に違反した事実がないこと等から、補助金支払いを差し止める根拠は確認できない。

したがって、本指摘については理由がないものと認められる。

なお、平成15年度事業についても、上記(2)と同様な問題点が想定されるため、補助金の額の算定に当たっては、じゅうぶんに留意すべきである。

2 結論に至る経緯

(1) 住民監査請求で指摘している問題点について

ア 専門相談員について

実際に面接による相談に当たっていたのは相談室長1名のみであることを確認したが、電話による相談等については他の専門相談員も受けており、事業別実績報告書に記載のある5名のうち1名を除く4名が相談業務に従事していたものと認めた。(有真会に対する調査による。)

イ 看護師資格併有の相談員の常置について

事業別実績報告書には2名記載されているが、調査委員会の報告からも明らかなように、2名のうち1名は、ほとんどの期間において他の業務に従事していたと認められ、当該1名が他業務に従事している期間及び他の1名が雇用されるまでの間は、少なくとも看護師資格を併有する相談員が常置されていなかったことは明らかである。(米子市に対する調査による。)

ウ メンタルケア協会の認定資格保有者について

有真会が事業開始以前の企画審査段階で米子市に提出した説明資料では、当該資格保有者を雇用する旨の記載があるが、有真会が米子市に提出した雇用・就業等実績報告書にはその記載がなく、かつ米子市心の健康相談窓口運営業務委託契約書の委託業務仕様書にもこのような条件は付されていないので、この指摘には理由がないものと判断した。

エ 管理専門職員について

当該職員については、関係人調査(米子市及び有真会)において相談室外での業務執行を余儀なくさせる事情があつたとの説明を受けたが、その正当性については確認できなかった。

オ 他業務等従事について

業務日報を点検したところ、請求書に記載されたとおり、有真会は、平成14年度事業に従事していた大多数の職員に他業務等従事を指示していたと推測せざるを得ないと認められた。

他業務等従事の者は、日勤帯には比較的少なく、準夜勤帯・夜勤帯に多く見受けられた。

カ 予約相談時間について

業務日報を点検したところ、予約相談受付が午後5時以降に行われたものは発見できなかった。ただし、面接による相談については、90分から120分程度、時間を必要とする場合が見受けられ、終了時間が午後7時以降になっているものも見受けられた。

また、土曜日・日曜日についても、面接相談が実施されている場合もあり、土曜日・日曜日の面接相談を忌避した痕跡は見当たらなかった。

したがって、本指摘には理由がないものと判断した。

キ 平成14年度及び平成15年度事業に関わらなかった者の人件費の請求について

調査委員会の報告でも明らかなように本件事業に従事していない者の人件費を請求したことは、争い



ようなない事実である。

ク 事業目的が達成されているか否かについて

本件事業の目的が達成されているか否かを評価するに当たり、雇用・就業機会創出の目的が達成されているか否かについては県が判断すべき事項であり、委託事業としての目的が達成されているか否かについては米子市が判断すべきものと考えるが、県に対する監査及び関係人に対する調査から、県の事業目的である雇用・就業機会の創出及び委託事業の目的である心の健康相談窓口運営業務はおおむね達成していると判断した。

(2) 県商工労働部労働雇用課の監査の状況について

事前の事業説明会から補助金変更承認通知書に至るまでの事業執行及び再発防止のための市町村担当職員を集めて開催した会議等について、資料に基づき説明を受けた。

ア 平成14年度及び平成15年度事業の執行について

平成14年度に県が補助した市町村緊急雇用創出特別基金事業（以下「基金事業」という。）は全部で約150件にも達していたが、行政を執行する上で、県として行うべき監督は可能な限り行っていると認められ、平成14年度事業の執行に関して県の対応に特に瑕疵は認められなかった。

また、平成15年度事業の執行についても、県の対応に特に瑕疵は認められなかった。

イ 平成14年度及び平成15年度事業の効果について

本件事業の目的である雇用・就業機会の創出について、平成14年度は当該事業による雇用者は26名（補助金返還確定後の実数）、うち新規雇用の失業者は25名、また、平成15年度は当該事業による雇用者は18名、うち新規雇用の失業者は12名であることを確認した。

このことは、県が制定した市町村緊急雇用創出特別基金事業実施要領（以下「要領」という。）に規定されている「市町村の実施する事業が年度毎の当該事業計画全体として、事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合が概ね4分の3以上であること」という要件について、平成14年度は本件事業のみで要件を達成しており、また、平成15年度は米子市の事業全体で要件を達成していることから、要件上は何ら問題はないことが認められた。

これらのことから、本件事業としては一定の効果があったものと、県は、認定している、との説明を受けた。

なお、国の緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領で県の要領と同様に規定されている要件については、国の疑義解釈で「当該要件は、都道府県の事業計画全体で達成することを求めているものであり、個々の事業毎や市町村毎に課しているものではなく、柔軟に対応すべきものである。」と示されている。

ウ 平成14年度事業で支出した補助金全額の返還及び加算金の徴収について

県の説明によると、米子市の平成14年度事業について、上記イのとおり事業としては一定の効果があったものと認定していること、また、次のとおり補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び規則等に違反する執行をした事実がないことから、規則第21条第1項の規定による補助金の取消事由には該当せず、不用額の返還であると考えており、したがって、規則第23条に規定する加算金を課すまでの事実は認められなかったとのことであった。

(ア) 米子市は、当該補助金を他に転用した事実はないこと。

(イ) 米子市は、交付決定の内容に従い、有真会へ業務委託し初期の目的達成に努めたこと。

(ウ) 米子市は、委託契約の検査に当たり、有真会からの実績報告の内容と証ひょう書類が整合したため適正に執行されたと判断したこと。

(エ) 米子市は、第三者である法律及び会計処理の専門家を含めた調査委員会を設置し、事実関係の究明や返還額の算定に努めてきたこと。

(オ) 以上から、米子市は一般的に要求される程度の注意義務を払い、いわゆる補助事業者の遂行義務である「善良な管理者の注意」をもって平成14年度事業を遂行していたと認められること。

エ 委託事業の目的について

委託事業の目的が達成されているかどうかは、委託者たる米子市の判断すべきところであるが、米子市が事業目的はおおむね達成されているとの認識であるので、県としてはこれを尊重するとの説明を受けた。

(3) 米子市の調査の状況について

担当課の説明等により、米子市においても上記(2)ウ(ア)(イ)(ウ)及び(エ)の事実を確認し、本件事業に係る業務がおおむね適正に執行されているものと認められた。

ただし、要領に定める委託先の中間検査等による実態把握を実施しておらず、実施していれば是正できた機会を逃していると考えられる。

(4) 有真会の調査の状況について

有真会の説明等により、今回の請求事案について、事業受託者である有真会が一部不適切な事業実績報告書により過大に補助金を受け、一部補助金を返還していた事実を確認した。こうした過大な補助金の返還義務を負うのは当然であると考えられる。

利害関係

個別監査の対象とした事項について、法第252条の29の規定による利害関係はない。

意見

本件事業については、以下のような問題点があった。この基金事業は、平成16年度まで実施されることから、県は、今後、事業実施に当たって、このようなことがないように市町村に対してじゅうぶんな指導を行うべきである。

- 1 米子市は、受託事業者と契約を交わす前に他業務等従事の扱いを明確にするなど、じゅうぶんな打ち合わせをすべきであった。
- 2 米子市は、今回のように受託事業者が契約条項をじゅうぶんに理解していないことがないようにすべきであった。
- 3 米子市は、事業の遂行途上であっても中間検査等を実施して、事業の実態把握に努めるべきであった。

以上